

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）の計算方法、留意事項について

1 計算方法

(1) 返還がない場合

次のア～オのいずれかに該当する場合には返還の必要はありません。なお、返還がない場合でも報告は必要となります。その際に、状況のわかる資料を添付してください。

ア 消費税の申告義務がない。

イ 簡易課税方式により申告している。

ウ 公益法人等*であり、特定収入割合が5%を超えている。

* 公益法人等には、社会医療法人、日本赤十字社、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が該当します。詳しくは消費税法別表第3を参照してください。

エ 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。

オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。

(2) 返還がある場合

課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れに含まれる消費税の額はその全額を課税売上げに係る消費税の額から控除できます。95%未満の場合は課税仕入れに含まれる消費税額の全額は控除できなく、税務申告の際に以下のイ、ウの方式のいずれかを選択することになっています。

ア 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合（全額控除）

補助金額* × 10 / 110 (8 / 108) = 返還額（円未満切り捨て）

イ 課税売上割合が95%未満の場合で「一括比例配分方式」を採用している場合

補助金額* × 10 / 110 (8 / 108) × 課税売上割合 = 返還額（円未満切り捨て）

ウ 課税売上割合が95%未満の場合で「個別対応方式」を採用している場合

AとBの合計額 = 返還額

A 課税売上のみを要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額* × 10 / 110 (8 / 108) = 返還額（円未満切り捨て）

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額* × 10 / 110 (8 / 108) × 課税売上割合 = 返還額（円未満切り捨て）

※上記の「補助金額*」について（ア～ウ共通）

補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入れと非課税仕入れの割合により補助金額を按分し、課税仕入れに係る補助金のみ計算対象とします。

ただし、消費税の税務申告又は補助金の実績報告において補助金の使途を明確にしている場合には課税仕入れに使用した補助金のみ計算の対象とします。

2 留意事項

(1) 返還額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算し（ただし、消費税の申告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。）、また、算出された返還額は円未満を切り捨てること。

(2) 交付決定通知書兼額確定通知書毎に報告書を作成してください。

(例) 令和4年2月、令和4年3月の2回で交付決定通知書兼額確定通知書を送付された場合

⇒ 令和4年2月分として報告書及び別紙概要を作成し、令和4年3月分としても同様に作成する。

(3) 別紙概要の作成は、事業所毎ではなく法人一括で作成してください。

(例) 1申請で3事業所(個票1~3)を作成して補助金申請、交付された場合

⇒ 報告書1枚、別紙概要1枚で作成してください。

経費内訳の記載方法としては、個票1で需用費(10,000円)、個票2で需用費(20,000円)がある場合、「需用費30,000円」として1枚の別紙概要に記載してください。

(4) 平成26年4月1日以前に契約された複数年度にわたる事業で、契約時に適用された消費税率が適用される場合は事前に御相談ください。